

基本目標

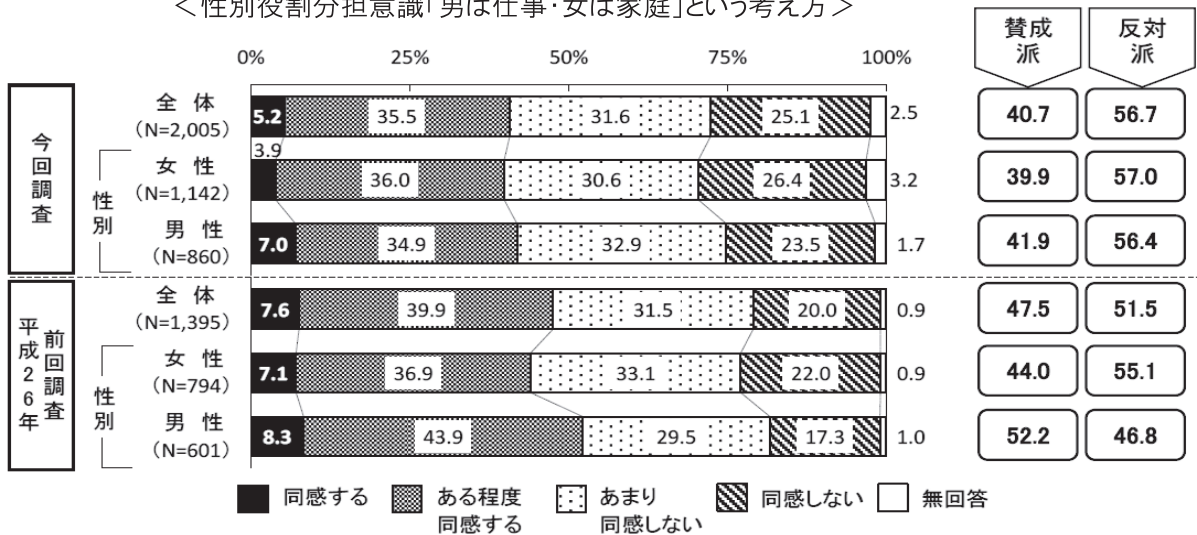
I

男女がともに参画する人づくり

男女共同参画社会の実現にあたっては、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、一人ひとりが男女共同参画について理解を深めることが重要です。

そのため、町民や事業者に向けた啓発活動を行うとともに、あらゆる世代に対して男女共同参画及び人権の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画と人権尊重の意識を醸成します。

＜性別役割分担意識「男は仕事・女は家庭」という考え方＞



資料) 福岡県「男女共同参画に向けての意識調査」(令和元年度)

【基本課題】

【施策の方向】

1 男女共同参画を推進する意識啓発

- ① あらゆる分野で男女共同参画を進める意識の向上
- ② あらゆる世代における男女共同参画の意識づくり

2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ① 男女共同参画を推進する教育の充実
- ② 男女共同参画に関する学習機会の確保



項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない人の割合	45.1%※1	50%以上
男女共同参画研修への参加に対する助成	2件/年※2	5件/年

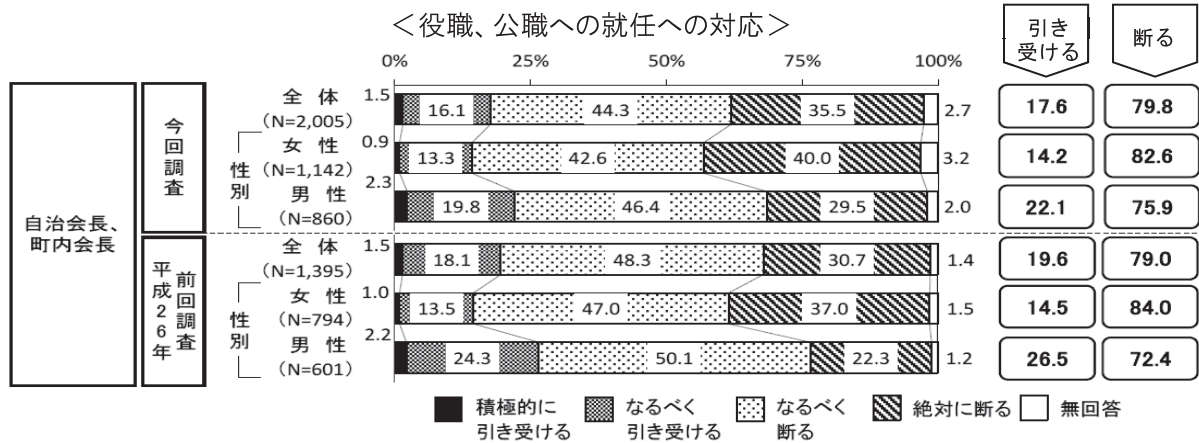
※1…平成26年

※2…令和元年度

基本目標 Ⅱ

男女がともに参画する地域づくり

社会の変化に対応し、まちの課題を解決していくためには、多様な価値観と発想を取り入れることが必要であり、そのためには様々な経験や知識をもった人々が意思決定の場面に参画し、意見を出し合うことが不可欠です。これまで男性中心になりがちだった政策や方針決定過程の場への女性の参画を拡大するとともに、防災などの新たな分野も含めて、地域における男女共同参画を推進します。



【基本課題】

【施策の方向】

1 地域における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画による地域活動の促進
- ② 地域における女性参画の推進・支援

2 安全・安心に向けた地域づくりへの女性の参画推進

- ① 地域での防災体制の推進
- ② 男女共同参画の視点からの災害対策の推進

3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- ① 地域での方針決定の場に参画する女性の人材発掘及び育成
- ② 各種審議会等委員への女性の登用



成果指標



項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
自治区長に占める女性の割合	10.9% ^{※1}	12%
自主防災組織活動への女性の参加割合	—	50%
女性人材リストからの審議会等委員登用人数	4人/年 ^{※2}	5人/年
審議会等女性登用率	34.9% ^{※3}	40%

※1,※3…令和2年

※2…令和元年度

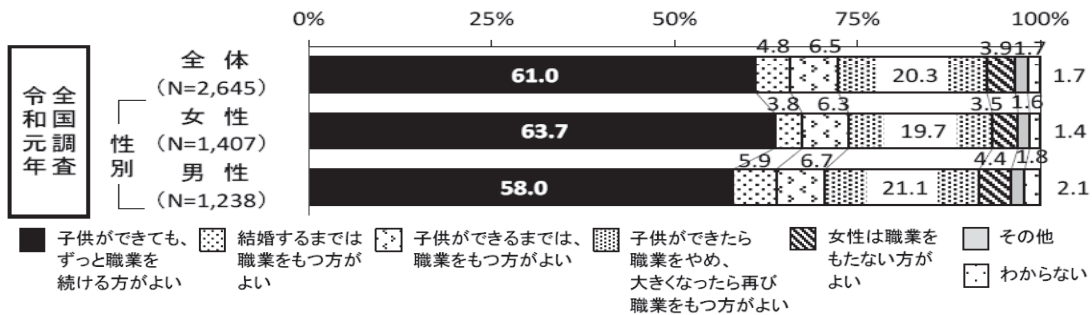
基本目標 Ⅲ

男女がともに能力を発揮できる自立した 生き方づくり

職場には、性別にかかわらず誰もが自分の意欲に応じて働き続けることができる環境づくりが求められます。働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実を図ります。

また、男女が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健康に生活できるための施策に取り組みます。さらに、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、在住外国人などの中で、配慮を必要とする人に対し、男女共同参画の視点から誰もが安心して暮らせるよう、生活支援や環境整備を行います。

＜女性が職業をもつことについての考え方＞



資料)内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(令和元年度)

【基本課題】

【施策の方向】

1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

① 行政、企業、団体などにおける女性の登用と職域の拡大

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 男女の対等な家族的責任への理解と参画の促進
- ② 仕事と家庭の両立しやすい職場環境づくり
- ③ 女性の再チャレンジ（再就職、起業等）・仕事と生活の両立への支援
- ④ 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

3 安心して暮らせる支援の充実

- ① 生涯を通じた健康づくり
- ② 配慮を必要とする人への支援

成果指標

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
子育て応援宣言企業の登録数	6社 ^{*1}	10社
保育所の待機児童の解消	25人	0人
がん（女性特有）検診受診率	子宮がん：27.1% ^{*2} 乳がん：26.5% ^{*3}	50.0%
特定健診受診率	40.8% ^{*4}	60%

※1…令和2年

※2,※3,※4…令和元年度

基本目標

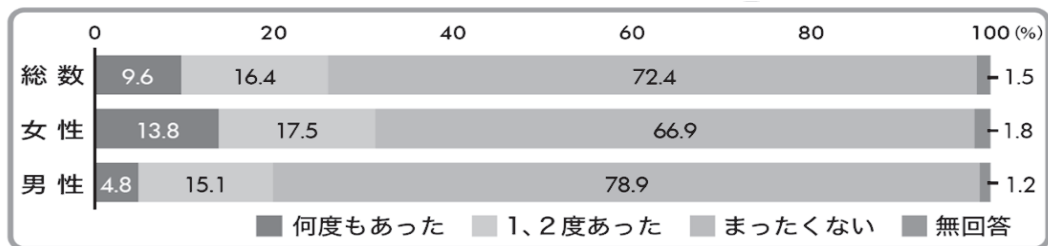
Ⅳ

男女がともに人権を尊重する社会づくり

DVやセクシュアル・ハラスメントなど、性に関わる差別的な行為は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。あらゆる暴力及び差別的行為の根絶に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。

また、男女という性別の枠にとらわれない性の多様性への理解に向けて、性自認や性的指向を理由に差別されることがないように、それぞれの個性や生き方が尊重されるような啓発に取り組みます。

<配偶者等から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある人の割合>



資料)内閣府「男女における暴力に関する調査」(平成 29 年度)

【基本課題】

1 性別によるあらゆる人権侵害の根絶

- ① DV防止に向けた環境づくりの推進
- ② あらゆるハラスメントの防止に向けた取組み
- ③ 性の尊厳と差別、偏見を無くするための取組み

2 暴力や虐待等に関する相談・支援体制の充実

- ① 相談体制の充実
- ② 関係機関との連携体制の構築

【施策の方向】



成果指標



項目	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 12 年度)
DV防止に関する啓発事業	3回/年	5回以上/年
DV相談窓口についての周知度	66.7%※1	80%以上
DV等相談窓口連絡会議の開催	1回/年	1回以上/年

※1…平成 26 年